



特別養子縁組制度の改善に向けた提言

マーケットデザインの観点から



東京大学マーケットデザインセンター（UTMD）
特別養子縁組制度検討チーム

特別養子縁組制度の改善に向けた提言： マーケットデザインの観点から

東京大学マーケットデザインセンター(UTMD)
特別養子縁組制度検討チーム

執筆担当(五十音順):

青井七海	東京大学大学院経済学研究科博士課程 / UTMD リサーチアシスタント
今村謙三	東京大学大学院経済学研究科特任講師 / UTMD 研究員
小田原悠朗	東京大学大学院経済学研究科 / UTMD 特任研究員
河野彩奈	東京大学大学院経済学研究科博士課程 / UTMD リサーチアシスタント
堀越啓介	東京大学大学院経済学研究科特任講師 / UTMD 研究員
前田佐恵子	東京大学大学院経済学研究科 / UTMD 特任研究員

2025年12月12日

要旨

本提言は、日本の特別養子縁組の制度面の課題に対し、マーケットデザイン、とりわけマッチング理論の観点から改善策を提示する。

日本の特別養子縁組の成立件数は、低調にとどまっている。現状の制度面の特徴と課題として、児童相談所(児相)と民間あっせん機関による分権的な運営が行われていることや、マッチングの決定が属人的なスキルなどに依拠していることが挙げられる。特に分権的な運営は、養子と養親の登録数に機関間・年齢間で不均衡を生み出し、望ましい縁組の成立可能性を低下させてしまうと考えられる。

特別養子縁組制度は、養子と養親が互いの相手を探す枠組みという点で広義の「市場」とみなすことができ、かつマッチング理論を有効活用できる三条件 — ①価格による需給調整が不可能であること、②養子と養親という二種類の参加者が存在すること、③参加者が選好(希望)を持つこと — を満たしている。米国では、マッチング理論の応用研究に基づいた仕組みが、養子縁組制度に組み込まれ実装されている。

本提言は、マーケットデザインの観点から、相互に関連する以下の三つの改善点を提示する。

- **第一に、中央集約的な仕組みを活用すること、特に、情報を集約化することである。**養子候補・養親候補の情報の一元的管理は、市場参加に掛かるコストを下げるだけでなく、児相や民間あっせん機関の運営コストの低下にも繋がる。また、機関をまたいだより望ましいマッチングが実現する可能性を高める。
- **第二に、市場の厚みを増すこと、具体的には、市場を統合することや、参加者を増やすことである。**情報を集約化し、分権的な市場を統合することが重要である。また、参加コストを下げることや、希望を尊重してマッチングに反映することで、参加者にとってより魅力的な縁組が可能となる制度を目指すことが重要である。
- **第三に、推薦システムの導入である。**双方の希望を反映できるアルゴリズムを用いて望ましい組み合わせを絞り込むことで、相手に対する高望みを防ぐことや、ケースワーカーの知見を推薦システムにより広く活用することで、マッチングの改善やケースワーカー等の関係者の負担軽減が期待される。

以上の三つのアプローチを応用して制度を改善していくための具体的なプロセスとして、日本の現行制度を考慮して制度変更を最小限にする観点から、段階的な方策を提示する。まず、比較的協働が容易であると考えられる地域の児相を基盤として、中央集約的な情報共有システムを構築する。次に、このシステムに民間機関が自主的に参加できる仕組みを導入し、集約と分権のハイブリッド型の制度運営を目指す。この過程で、潜在的な候補者の参加を促しつつ、推薦システムの導入を図る。

以上の制度面の改革によって、より望ましいマッチングの可能性が広がり、より多くの子どもたちが温かい家庭的環境に巡り合えるようになることが目指される。

Improving Japan's Special Adoption System: A Market Design Perspective

The University of Tokyo
December 12, 2025

Nanami Aoi Kenzo Imamura Hiroaki Odahara
Ayana Kono Keisuke Horikoshi Saeko Maeda

Summary

This study provides a set of recommendations for improving the system used for a form of child adoption in Japan known as *Tokubetsu Yōshi Engumi*, or special adoption, from the perspective of market design and matching theory. The key institutional issues involved in special adoption in Japan include its decentralized market structure, under which the many regional public agencies (child guidance offices) and private adoption mediation agencies operate separately. In addition, the matching decisions of these entities rely heavily on the skills and knowledge accumulated by individual practitioners through experience.

This proposal provides three interconnected approaches for institutional improvement: (1) establish a centralized institution, in particular to centralize information on prospective adoptive parents and children; (2) increase market thickness by integrating existing fragmented markets and expanding market participation; (3) introduce a recommender system to support matching decisions.

In practice, it is important for institutional reforms to take into account the existing system. To minimize institutional changes and maximize the impact of these three approaches, we propose the following concrete reform process. First, we propose establishing a centrally coordinated information-sharing system based on child guidance offices in regions where the barriers to coordination are relatively low. Next, we propose a framework under which private adoption mediation agencies can voluntarily participate in this system. The proposal is aimed at establishing a hybrid market structure that combines centralization and decentralization. Through this, the proposal seeks to both encourage greater participation by prospective adoptive parents and children and introduce a recommender system.

目次

1. 日本の特別養子縁組制度の実施状況と制度面の課題	5
1. 1. 特別養子縁組制度の成立と家庭的養育優先の原則.....	5
1. 2. 実施状況.....	6
2. 日本の現行制度の特徴と課題	8
2. 1. 分権的市場による不均衡.....	9
2. 2. マッチングの検討が属人的なスキルなどに依拠すること.....	11
3. マーケットデザインの適用可能性	12
4. マーケットデザインの観点からみた改善のポイント	13
4. 1. 中央集約的な仕組みの活用	13
4. 1. 1. 養子候補・養親候補の市場参加のコストを下げる	13
4. 1. 2. 児相・民間機関の運営コストを下げる.....	14
4. 1. 3. 機関をまたいだマッチングの可能性を高める.....	14
4. 2. 市場の厚みを増す	15
4. 2. 1. 市場の統合の効果	15
4. 2. 2. 参加者を増やす方法とその効果.....	15
4. 3. 推薦システムの導入	17
4. 3. 1. 推薦システムの効果.....	18
4. 3. 2. 米国での導入例.....	19
5. 日本の現行制度を考慮した改善案	21
5. 1. 具体的なプロセス.....	21
5. 2. 提言に近い取組事例	24
6. 里親制度	25
7. 関連する課題	26
7. 1. データ・情報の取扱い	26
7. 2. マッチングの質の評価	26
8. まとめ	28
9. 参考文献	29
お問い合わせ先	31

1. 日本の特別養子縁組制度の実施状況と制度面の課題

1.1. 特別養子縁組制度の成立と家庭的養育優先の原則

特別養子縁組とは、児童福祉法及び民法上で定められた、子どもの福祉を確保する観点から実親(生みの親など)以外の養育者(養親という)と子どもが縁組(親子関係)を結ぶ仕組みである¹。1987年に成立(1988年施行)し、制度改正を経て、現在の制度が形作られた。具体的には、児童相談所(以下、児相)あるいは民間あっせん機関(民間機関)に登録されている養親候補と、養子縁組で対応するのが適格と判断される児童(養子候補)を仲介する仕組みである。

2017年の厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン」²において、家庭養育優先の原則が唱えられ、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう支援し、それが困難である場合には、できるだけ良好な家庭的環境での養育を推進することとされた。こうしたなか、親子分離された子どもへの対応としては、

- ① 家庭復帰に向けた最大限の努力、
- ② 親族・知人による養育(里親、養子縁組を含む)、
- ③ 非親族による特別養子縁組、
- ④ 非親族による普通養子縁組、
- ⑤ 長期里親、ファミリーホーム、
- ⑥ 施設養護

の順で対応することが望ましいとされ、特別養子縁組は優先度の高い対応措置の一つとして位置付けられた。こうした日本の家庭養育優先の原則は、2009年の「子どもの代替的養育に関する国連方針」にも沿ったものである。

海外でも、家庭養育は重視されている。例えば、ドイツでは就学前、イギリスでは小学校卒業前までは里親・養子制度による家庭養育が原則で、施設入所は特別な専門的ケアが求められる場合に限定されている(塩崎, 2024)。子どもの代替養育において家庭養育が重視される背景として、施設養護よりも親族ケア・里親ケアなどの家庭養護の方が情緒・行動面での子どもの成長により良い影響があるとする海外の実証研究がある(日本財団, 2017)³。

家庭養育の中でも、特別養子縁組の特徴は、時限的な対応にとどまらず恒久的な関係を築くことで、子どもの成育に好ましい環境を安定的に提供できることが期待される点である。

¹ 普通養子縁組の場合は、実親は縁組後も養子と親子関係が法的に認められ、戸籍にもその旨が記載されるのに対し、特別養子縁組では、縁組が成立した時点で、実親と実子は法的に親子関係とならない。

² 厚生労働省 新たな社会的養育の在り方にに関する検討会報告書『新しい社会的養育ビジョン』平成29年8月

³ 同調査によれば、日本では社会的養護を経験した子どもたちを対象とする追跡調査が少ないため、養育環境の違いが子どもたちにおよぼす影響は明らかではないとされる。ただし、一時点の分析結果では里親等の家庭的養護を経験した者の方が、進学等の面で有利な環境にあるという結果が得られている。

1.2. 実施状況

家庭養育優先の原則が掲げられてはいるが、実施状況をみると、十分に望ましい対応が実現されているとは言いたい。日本では、社会的養護等の対象となる子どものうち8割程度が施設等の機関で養育されている(図1)。特別養子縁組の成立件数をみると、家庭養育優先の原則が打ち出された際に、概ね 2022 年までに年間 1,000 件以上の成立件数を目指し、その後も増加を図るとする数値目標が設定(「新しい社会的養育ビジョン」)された。しかし、2024 年度においても成立件数は 563 件⁴にとどまる(図2)。

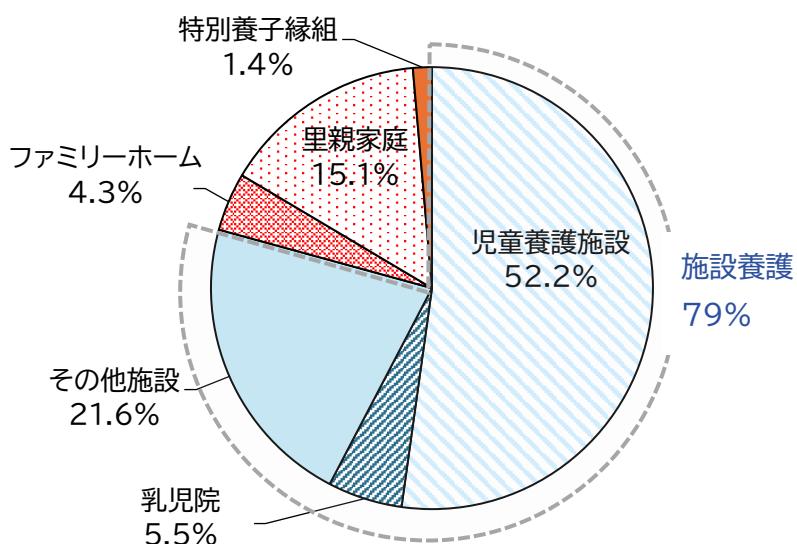


図1 社会的養護等の対象となる子どもの主な所在

(備考)こども家庭庁支援局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」(令和 7 年 12 月)、最高裁判所「司法統計(令和 5 年度)」により作成。その他施設は、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所(I 型)の入居児童等の数。また、図中、特別養子縁組が成立した子どもは、定義上は社会的養護対象から外れるが、縁組成立までケアを受けたとして年間の縁組成立件数を計上。

⁴ 最高裁判所「司法統計(家事編)」

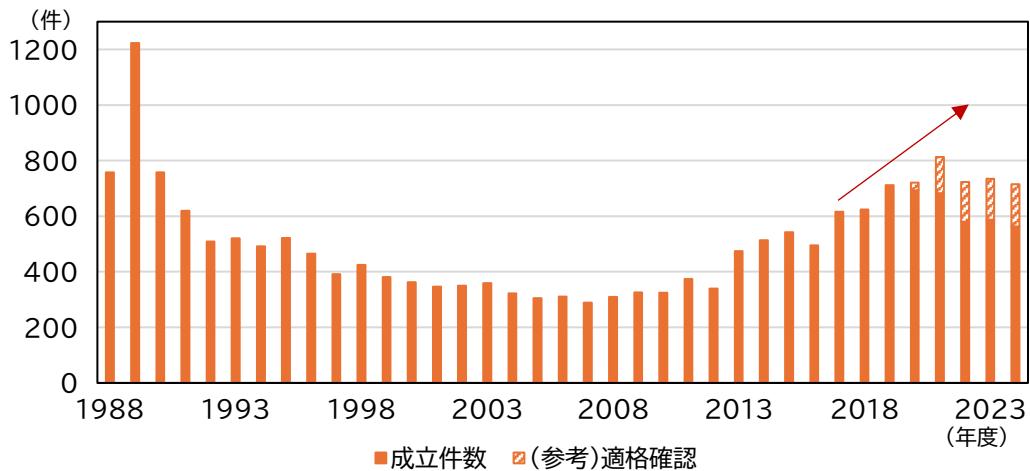


図2 特別養子縁組の成立件数と政府目標等

(備考)最高裁判所「司法統計(家事編)」より作成。成立件数は、特別養子縁組申立の認容にかかる既裁件数。適格確認は、「児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認」にかかる既裁件数。

日本の特別養子縁組の成立件数の施設等入居児童に対する割合は、約2%(2022年度)である(表1)。一方で米国では、社会的養護に直面する37万人程度(2022年9月末)の子どもに対し、養子縁組の成立件数は5万件超であり、施設等入居児童数の約2倍である(2022年度)。状況・定義などが異なるため単純な比較は難しいとはいえ、日本の先述の割合と大きな差がみられる。

	18歳未満人口 (2024年)	施設等入居児童 (2022年度末)	里親等委託数 (2022年度末)	養子縁組成立件数 (2022年度)
日本	1,742万人	2.6万人	7,968人	580件
米国	7,786万人	2.6万人	31.7万人	5.4万件

表1 18歳未満人口と社会的養護等にかかる人数(日本、米国)

(備考)米国データ:米国保健福祉省「AFCARS レポート」、US Census より。日本データ:総務省「人口推計」、厚生労働省「福祉行政報告例」(令和4年度末)、こども家庭庁「令和4年度児童養護施設入所児童等調査」、最高裁判所「司法統計(令和4年度)」により作成。施設等入居児童は、日本については、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設の18歳未満の入居児童数。米国については、Institution careとSupervised independent livingの合計。里親等委託数は、両国において養子縁組里親(米国ではPre-Adoptive Home)とファミリーホーム(米国ではGroup Home)を含む。養子縁組(日本については特別養子縁組)は1年間の成立件数。

2. 日本の現行制度の特徴と課題

特別養子縁組制度の成立件数が低調にとどまるなか、政府は広報啓発活動や民間機関の助成・研修のほか、縁組についての実親の同意の取り付けを簡素化するといった法制面での制度補強の取組を進めている⁵。本節では、現行制度の特徴と課題を考察する。

表2は、日本の特別養子縁組が成立するまでの手続きの概要である。日本では、特別養子縁組のあっせん業務を行う機関として児相と民間機関の二種類があり、進め方や費用に大きな違いがある。また、児相(全国約240か所)、民間機関(22か所)は、それぞれ分権的に業務を実施している⁶。

手続き段階	児相	民間機関
問合せ・申込等	養親希望者は居住地域管轄児相へ相談・申込	養親希望者は希望する民間機関へ相談・申込
登録要件確認	児相から養親希望者へ養子縁組里親制度の説明・面談	機関から養親希望者へ説明等
研修等	養親希望者に対する里親認定前研修 ⁷	養親希望者は機関が準備する研修を受講
家庭訪問	児相職員が家庭訪問。家族(世帯員)からの聞き取り調査等	家庭環境調査等(登録前に実施)
登録申請	養親希望者から児相へ里親登録申請書提出	養親希望者は待機者として登録
里親登録	児童福祉審議会里親認定部会で里親としての登録について審議及び承認	—
マッチング	養親への養子の受け入れ打診、受託の回答	機関から養親への打診・受託の回答
受託	受託とともに養子縁組里親として養子候補と同居	受託とともに同居開始
家庭裁判所(家裁)申立て	児相から子どもの適格性審査の申立て 養親から特別養子縁組の申立て	養親から特別養子縁組の申立て
家裁調査	家裁調査官による調査	
審判確定・入籍	家庭裁判所の決定により特別養子縁組の成立、養親の戸籍に実子としての入籍	

表2 特別養子縁組の成立にいたる手続きの流れ

(備考)(公財)ミダス財団「人事・総務担当者向け特別養子縁組対応支援ハンドブック」(2025)を参考に作成。

児相と民間機関について、それぞれの具体的な進め方は以下のとおりである。養親となることを希望する者は、児相では(養子縁組)里親の候補として、民間機関では養親希望者として登録される。里親としての登録手続きは、養子縁組以外の里親も含めた里親制度に則って行われる。一

⁵ こども家庭庁「社会的養育の推進にむけて(令和7年6月)」等。

⁶ こども家庭庁「養子縁組あっせん事業者一覧(令和7年4月1日現在)」(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に定める許可を受けたもの)、「児童相談所一覧」より。いずれも、令和7年4月1日現在。

⁷ 座学や児童養護施設見学の他、養育経験がない場合の養親希望者に対して登録後に乳児院での実習等が行われる場合もある。登録後に研修がある自治体もある。

方で民間機関の養親登録手続きは、各機関の定めにより行われるため、詳細な点では違いが生じる。マッチングの後は、児相・民間機関いずれの場合も法制度に則り、家庭裁判所(家裁)への申立てに至るまでに、養親候補は(児相登録者の場合は養子縁組里親として)養子候補と半年超の居住実績を持つこととなり、家裁の調査を受け、家裁の審判を待つこととなる。

社会的養護を必要とする児童数に対する養子縁組の成立件数の割合が高い米国のうち、本稿(4.)でその取組を挙げるペンシルベニア州では、州内の養子縁組の案件について公的機関と民間機関の取り扱いを一定程度集約して扱う「中央集約的」な仕組みが存在するほか、州を超えた連携取組がある。

森口(2012)も、諸外国と比べた日本の特別養子縁組の成立件数の低さについて、制度面が大きく影響している可能性を指摘している。姜・森口(2016)は、同じ東アジアの文化圏にある隣国の韓国とも養子縁組成立件数に差があることについて、制度面の歴史的発展経路の違いの観点から説明する。特に、韓国では民間団体と政府機関の連携による中央集約的な取り組みが行われていることを日本との違いとして挙げている。

日本では「分権的」な取組みが主流であり、これによって様々な非効率が生じ、縁組成立件数を伸ばせない要因となっている可能性が高い。以下では、この分権的な構造がもたらしていると考えられる事象を考察する。

2.1. 分権的市場による不均衡

児相は管轄区域ごとに運営されている。養親候補となる者は、居住地域の児相にしか応募できず、基本的にはその児相に登録された養子候補の引き受けについて打診される。ただし、機関内で適切な養親候補が見つからない場合には、個別に他の民間機関等に連絡して養親候補を探すこともあるという。なお、ある児相で養親登録を行っても自治体をまたいで引っ越しした場合は再度、引っ越し先の地域で養親登録をする必要がある。

民間機関は、機関が所在している地域以外からも養親として申込登録が可能となるが、機関ごとにそれぞれ特色があり、独立して運営されていることから、養親希望者は、機関ごとに登録する必要がある。登録に至るまでに、養親希望者は自分に合った機関を見つけるため情報収集を行う必要がある。また、里親登録と異なり、それぞれの機関が定める研修を受講するほか、機関ごとに異なる手数料を支払う必要もある⁸。

こうした分権的な登録・管理によって、養親・養子候補の登録が一部の機関に偏ることが、機関間の不均衡や、登録者年齢の不均衡を生み出し、マッチングの可能性を低下させている可能性が高い。

⁸ 出産費用、委託までの対象児童の養育費含む実親・養子対象児童の対応費のほか、機関の運営費等に対応する費用の負担として、機関が提示する手数料がある。各機関の各段階で生じる手数料は、こども家庭庁「令和4年度養子縁組実態調査結果(民間あっせん機関)」等の定期調査により比較可能である。

実際のデータをみると、児相に養子縁組里親の登録は 6,989 組登録されているにも関わらず、養子縁組委託(特別養子縁組となる前の 6 か月間の委託)を受けている児童は 300 人程度にとどまる⁹。

(1) 機関間の不均衡

児相、民間機関双方で、都道府県ごとの養親候補、養子候補の登録数をみると(図3)、総数では養親候補の登録数が多く、児相ではこの傾向は顕著であり、養親候補の登録数は、養子候補の登録に比して著しく大きい。一方、民間機関では養親候補が足りていない事態もみられる¹⁰。

養子候補登録数(件)

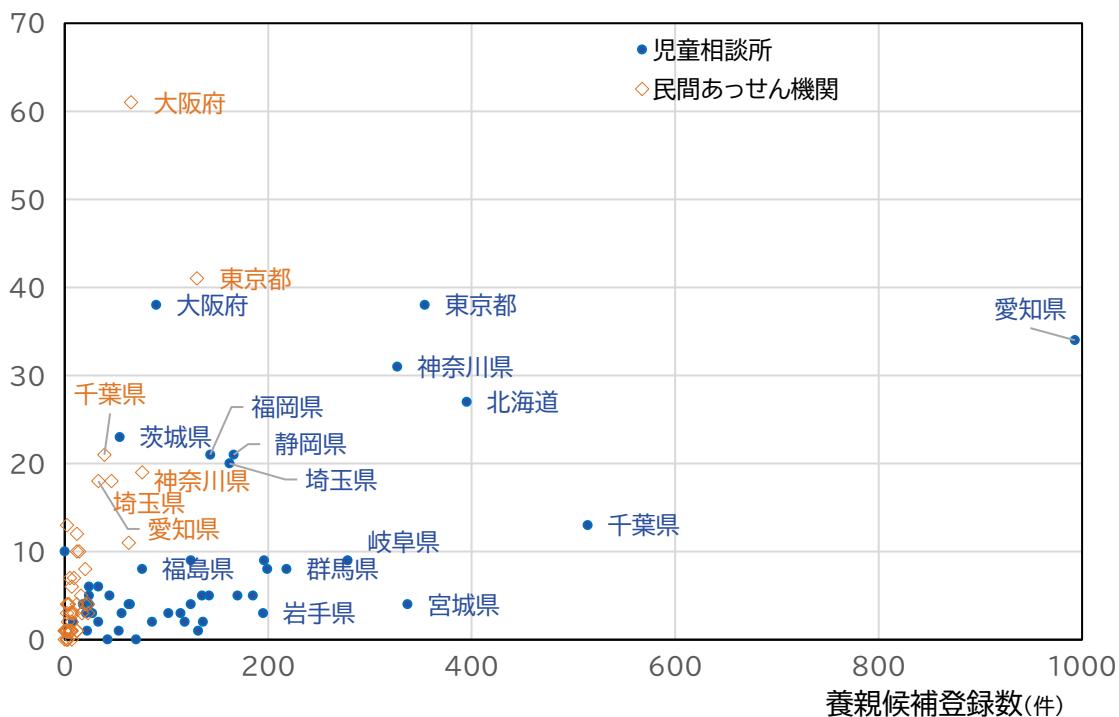


図3 児童相談所と民間あっせん機関の登録数の不均衡(2022年度)

(備考)こども家庭庁「令和4年度養子縁組実態調査結果(民間あっせん機関、児童相談所)」より作成。養子候補の登録地域は養子候補の実親の居住地。

(2)年齢の不均衡

民間機関では主に新生児が、児相ではそれ以上の年齢の子どもも多く対象とされている（図4）。ただし児相、民間機関いずれにおいても、養親候補者が、新生児や年少児の養子を希望する傾向がみられる。

⁹ こども家庭庁「令和4年度児童養護施設入所児童等調査」より。

¹⁰ 民間機関における養親候補登録数は、統計上、のべ700世帯程度との報告と、合計120世帯(2024年3月末時点、Hitotowa Inc, 2025)との報告があり、調査により差がある。この背景として、前者の数に登録前や、重複登録が含まれていることなどが考えられる。図3では、のべ700世帯程度とされる統計をもとにしている。

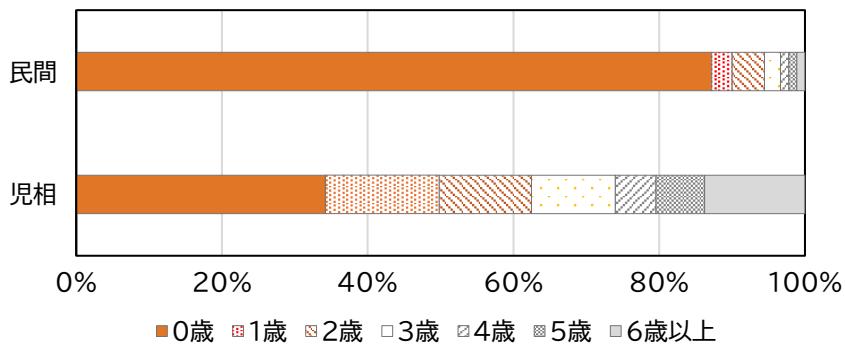


図4 特別養子縁組の申立時点における養子候補の年齢(2022年度)

(備考)図3に同じ。

2.2. マッチングの検討が属人的なスキルなどに依拠すること

現状の各組織のマッチングの過程では、個々の職員が収集する情報や経験に依拠する必要がある。マッチングの決定は、それぞれの組織内で入念な合議の末に決定されるものだが、そこを至るまでに、職員が養親候補の面接などを繰り返し、養子候補との相性を判断していくことが多く、その取り進め方については、所属する職員の経験によるところが大きい。

とりわけ児相では、以下のような特徴に留意する必要がある。第一に、養親候補者の登録数が多く、登録時などに全員と面接を行う場合でも、実際のマッチング段階で全員と個々に面接するわけではない。例えば、東京都では、1人の養子候補に対して数十程度の養親候補が存在する場合もあり、養子候補に関する情報共有をすべての養親候補に行うものの、すべての養親候補を精査することは難しいため児相職員の経験でどの養親候補と面接をするのかを決めるといったスクリーニングが行われているという。第二に、児相の職員は、地方公務員として数年で異動することが一般的であり、経験の蓄積やスキルの継承が難しい場合も多いという。特別養子縁組の年間成立件数から鑑みて、一機関あたりの取り扱い件数は平均で1~2件にとどまり、中には数年に1度しか案件を扱わない児相も多いため、短い在職期間では職員個人として十分な経験を積む機会に恵まれないこともある¹¹。第三に、児相は、特別養子縁組だけではなく、児童虐待などへの対応や里親委託など様々な業務を受け持つ組織であり、職員が特別養子縁組の対応のみにリソースを割くわけではない。

このように、マッチングの手続きが職員の属人的なあるいは機関に蓄積された経験やスキルに大きく頼る構造となっており、職員間あるいは機関を超えてスキル等が共有しにくい。そのため、共通の画一的な手順や評価水準等に基づく場合に比べて、対応する機関によってマッチングの質¹²にばらつきが生じる要因となる可能性が高い。

¹¹ 特別養子縁組での文脈ではないが、里親委託に関する業務について、政策基礎研究所(2022)では、児相職員の人事異動と業務経験に関する懸念が示されている。

¹² 質についての議論は、本稿7.を参照。

3. マーケットデザインの適用可能性

本節では、制度設計の科学であるマーケットデザイン、特にマッチング理論の特別養子縁組への適用可能性を検討する。

マーケットデザインの一分野であるマッチング理論を応用した制度設計は、すでに入試制度、研修医配属、保育園の入園調整、社内の人材配置など、国内外の幅広い分野で応用されている。例えば、ニューヨーク市の高校入試制度やオーストラリアの大学入試制度ではマッチング理論に基づく仕組みが導入されている。日本でも、保育園の入園調整や新入社員の部署配属でマッチング理論が活用されている。

マッチング理論は、次の三条件を満たす市場で特に効果を発揮する¹³。

1. 価格による需給調整が行えないこと

価格を使って需要と供給を調整できない市場が対象となる。例えば、公立学校の入試制度では、高額の支払いによって優先入学することは認められていない。

2. 参加者が二つに分類されること

上記例のうち、入試制度では「生徒」と「学校」、研修医配属では「研修医」と「病院」のように、市場参加者が二種類の相対する側に分かれ、片方の部類に属する者と、もう一方の部類に属する者をマッチングさせることを目的とする。

3. 参加者が選好(希望)を持っていること

2.に示した一方の部類に属する者が、もう一方の部類に属する対象について、一定の選好(希望)を持っていること。研修医配属であれば、研修医は病院に対して第一希望・第二希望といった選好を持ち、病院側も研修医に対する選好を持っている。

これらの条件を満たす市場では、マッチング理論を用いることで、参加者の希望をできる限り尊重したマッチングを実現できる。

特別養子縁組は上記三条件を満たしている。第一に、価格による需給調整は法律で禁止されている¹⁴。第二に、参加者は「養子(実親・ケースワーカーが代弁者となる)」と「養親」という二タイプに大別でき、両者のいずれかをマッチングさせる。第三に、養子側は養親の年齢や居住地といった属性に関する選好を持ち、養親側も養子の年齢や性別などに関する選好を持つことが想定される。このように、特別養子縁組はマッチング理論の適用が可能な市場であると言える¹⁵。

実際に、養子縁組の成立件数が多い米国では、マッチング理論の知見を養子縁組に応用した研究が発表され、それに伴い、養子縁組にマッチング理論を応用した仕組みが組み込まれている。次節では、これらの研究などを参考に、日本の特別養子縁組の制度に、どのような改善方法と効果が見込まれるかを検討する。

¹³ ロス(2016)、小島・河田(2024)等を参照。

¹⁴ 児童福祉法第34条。

¹⁵ 本稿では「市場」という言葉を、相手先を探す枠組みを指すマーケットデザイン・経済学の用語として使用する。

4. マーケットデザインの観点からみた改善のポイント

本節では、マーケットデザインの研究を踏まえ、特別養子縁組制度の改善のために検討すべき点として、①中央集約的な仕組みの活用、②市場の厚みを増すこと、③推薦システムの導入、を紹介し、これらにより期待できる効果を論じる。

4.1. 中央集約的な仕組みの活用

前述の通り、日本の特別養子縁組制度は分権的であるが、一方で、米国や韓国等、複数の機関をまたいで、少なくとも一部のマッチングのあっせんが行われる国がある。こうした中央集約的な制度・組織が分権的な制度に比べて効率的となることは、マッチング理論の観点から説明できる。中央集約的組織とは、各機関の調整を担う組織を指す。なお、ここでいう「中央集約」は、必ずしも政府が各機関の運営を支配的に統制することを意味するものではない。

中央集約的な制度の構築としては、主にデータ管理やその取り扱いの集約化が挙げられる。具体的には、先に示した養親候補と養子候補の情報を集約し、一元的に管理・共有する基盤を構築することが考えられる。中央集約的な組織による運営は、参加コストの低下、運営コストの低下、機関をまたいだマッチングの可能性の向上などの利点をもつ。

4.1.1. 養子候補・養親候補の市場参加のコストを下げる

(1) 再登録の必要性をなくす

養親・養子(実親)が登録先ごとに重複して登録する必要はなくなる。例えば、引越しに伴う児相への養親候補の再登録コストは、中央集約的組織が共通のデータベースを提供していれば生じない。現在、養親候補は、登録に際して、各児相や民間機関が設定する研修の受講や、面接を受けて評価されるプロセスを経る。再登録の際、これらのプロセスを踏みなおす必要が生じているが、一度登録した情報が共有されるのであれば、こうしたコストは発生しない。エストニアでは、社会保険局が統括し、専門家のみがアクセスできる全国の養子縁組登録データベースがあり、これによって、養親候補者の重複した情報登録や縁組の実務にかかる地域差がなくなったとされる(ルハマー・シトレンブル、2024)。

(2) 養親の民間機関に関する情報収集のコストを下げる

現状では民間機関は個々に運営されている。そのため、養親として適格かどうかのスクリーニングや、特別養子縁組に関するサービスにかける労力は、民間機関それぞれで違いがあり、それをもとに、各民間機関が養親候補者に求める登録料に差が生じる。養親候補は、どの民間機関に登録するかを決めるにあたり、民間機関に個別にあたって、各機関の情報を収集・比較する必要がある。マッチング理論では、このような情報収集のコストがマッチングに影響を与えることが示唆されている(Agte et al., 2024)。

養親の情報収集のコストを下げる方法はいくつか考えられる。例えば、中央集約的組織が民間機関のサービスや費用に関する詳細な情報を開示することである¹⁶。また、中央集約的組織が養親の要件を定めてスクリーニングを一括化することで、民間機関のスクリーニングに関する情報を養親が収集するコストを下げることが想定される。一例として、現在の多くの自治体における保育園の入所調整では、家庭は入所を希望する保育園について、保育園それぞれではなく、地域の中央集約的な組織である自治体に登録するのみでよい。自治体は、この登録情報をもとに、児童と保育園の最適なマッチングを検討する。家庭側は、各保育園の面接等個別のスクリーニングに関して情報収集・対応する必要はなく、家庭側の参加コストは低い。

4.1.2. 児相・民間機関の運営コストを下げる

(1) 実施機関における情報収集・管理コストを下げる

現状、児相、民間機関がそれぞれデータベースを管理しており、これらのデータベースの管理にはコストがかかる。中央集約的組織が共通のデータベースを提供し情報の集約、管理を一括で行うことは、これらのコストを下げる。

(2) 収集される情報の質を担保できる

管理する中央集約的な組織の基準に合わせてデータベースが構築されることで、収集される情報の粒度をそろえることが期待できる。また、関係者がアクセスする情報が一定以上の質で管理されることになる。特に小規模の児相では、養子候補の事案がない年もある中で、特別養子縁組を検討する際、中央集約的なデータベースにアクセスし一定の質を保った養親候補の情報が得られることで、初動の情報収集コストの低下につながることが想定される。

4.1.3. 機関をまたいだマッチングの可能性を高める

関係各機関が共通のデータベースにアクセスできるようになれば、ある機関内で適切な養親候補が見つからない場合でも、他の機関で登録されているより幅広い候補者の情報を得て、より適切な候補を発見できる可能性を高めることができる。現状では、機関同士の連携は、それぞれの機関やケースワーカー等の人的なつながりに依存する等、個別の対応にとどまる。しかし、中央集約的に管理されたデータベースを構築し、すべての機関がこれを活用できるようにすれば、マッチング対象となる養親候補・養子候補の数が大幅に増加する。その結果、マッチングの件数の増加と質の向上が期待できる。

¹⁶ こども家庭庁では、脚注9にるとおり、民間機関の情報を一括して示す取組みを行っている。

4. 2. 市場の厚みを増す

「市場が厚い」とは、マッチングの相手となり得る者が多く存在する状態を指す。市場の厚みが増すことで、参加者はより多くの選択肢を比較できるようになり、結果としてマッチングの成立件数や質の向上が期待される。市場の厚みを高める方法としては、市場を統合すること、市場への参加者を増やすこと、の二つが基本である。

4. 2. 1. 市場の統合の効果

ばらばらに分かれている市場を統合することで、これまでマッチングの可能性がなかったペアがマッチングできるようになる。例えば、2つの機関がそれぞれ2人の養子と2人の養親を分権的にマッチングさせるよりも、4人の養子と4人の養親を機関をまたいでマッチングさせるほうが、より厚みのある市場となり、より望ましいマッチングを達成できる。これは、統合によって市場をまたぐ新たなマッチングの選択肢が増える一方で、従来の分権的な市場で成立していたマッチングも再現できるためである。

米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡の里親委託(フォスターホーム)を研究した Robinson-Cortés(2021)は、市場の統合の重要性を指摘している¹⁷。同研究は、個々の機関がそれぞれマッチングを実施しているロサンゼルス郡の状況を分析し、機関をまたいでマッチングを行うことで、児童1人あたりの(養子縁組を含む)家庭環境の永続化までの平均措置回数を8%減少させ、里親家庭と子どもの学校との平均距離を54%短縮できることをシミュレーションにより示している。

日本の保育園入所調整においても、市場の統合の効果が確認されている。現状では多くの自治体で、家庭は居住する自治体内の保育園にしか応募できない。Kamada et al.(2025)は東京23区を対象としたシミュレーション分析により、各区をまたいでマッチングを行うことで、保育園に割り当てられない家庭を13.1%減少させられることを示している。

4. 2. 2. 参加者を増やす方法とその効果

市場の参加者が増えれば、マッチング相手の候補も増えるため、市場はより厚くなる。参加者を増やす方法は主に二つある。第一に、市場への参加コストを下げること、第二に、参加者の選好を尊重したマッチングを行うことで、市場に参加する意欲を高めることである。

(1) 市場の参加コストを下げる

養子・養親の候補として登録するには一定のコストがかかる。このコストを低減できれば、特別養子縁組市場への参加を促進できる。まず、民間機関に関する情報収集や、引っ越し後

¹⁷ ここで分析されているのは里親制度であり、永続的な親子関係の成立を前提とする養子縁組制度とは異なる。しかし、いずれも子どもと養育者を組み合わせるマッチングという点では類似した過程をたどる。また、米国では里親家庭が受け入れた子どもを長期間養育する中で養子とする場合もみられ、両制度には深い関連性がある。(本稿6. 参照)

の児童相談所への養親としての再登録といった間接的なコストについては、前述の中央集約的な組織によるデータベースを導入することで、財政支出を増やすことなく軽減できると考えられる。次に、養子縁組の登録に関わる費用などの直接的なコストを削減することである。例えば、民間機関を通じた養子縁組の費用は、児相を利用する場合に比べて高額であるため、補助金制度を導入している自治体も存在する¹⁸。

(2) 選好に沿ったマッチングを行う

マッチング理論では、参加者の選好(希望)を反映したマッチングを行うことが重視されてきた。これは市場への参加者を増やすことにもつながると考えられる。例えば、すでに女子の実子がいるために養子は男子を希望するような潜在的な養親候補が、自身の希望が一定程度かなえられると分かれば、候補者として登録し、市場に参加することが期待できる。また、養親の受け入れ能力を超えた子ども(例えば重度の障がいを持つ子ども)とマッチングされる可能性がある場合には、養親登録をためらうことが考えられる。しかし、選好に沿ったマッチングを行うことで、そのような事態は避けられる¹⁹。

選好に沿ったマッチングを行うためには、参加者である養子候補(実際には、ケースワーカー)と養親候補の双方の選好をアンケート調査や登録書類を通して知る必要がある。養子側の選好とは、例えば、養親の年齢や収入、健康状態、実子の有無などがあり、養親側の選好とは、養子の年齢や性別、障がいを含む健康状態などが考えられる(Baccara et al., 2014; Slaugh et al., 2016 等)。

なお、この選好にかかる情報は、扱いによってその効果が異なる。特に、養親が正直に選好を表明することを促す制度を設計することが肝心となる。もし、偽った申告をした場合、選好を反映しても、マッチングの質の改善につながらず、目的である参加者の増加につながらない可能性がある。養子縁組が成立するまでの過程で、養親候補は養子候補の提案や打診を受ける(表2 参照)が、その際、養親候補は提案を断ることができるために、正直に申告をしないインセンティブがいくつか考えられる。まずは、多くの提案を受けるため、養子に条件をあまりつけないなど、受け入れ条件を広めに設定するというものである(過大申告)。これは、養親候補にとっては提案を断るコストがないためである。過大申告の下では提案が断られる回数が増え、ケースワーカーの探索のコストの増加につながり、マッチングが非効率となる(Slaugh et al., 2016)。また、逆に、実際受け入れ可能な条件以上に厳しい条件を付けることもある(過少申告)。例えば、障がいを持つ養子の受け入れが可能であると申告すると、障がいのある養子とマッチングしやすくなる制度では、本来受け入れ可能な養親も申告しないインセンティブが発生する可能性がある。これは、マッチングの機会が失われてしまうことにつながる。

¹⁸ 東京都「養子縁組民間あっせん機関助成事業(養親希望者手数料負担軽減事業)について」

¹⁹ 民間機関によっては、養親候補者が子どもに対して希望を示すことを制約(あるいは一切禁止)している方針を取っている場合がある。

正直な選好の申告を促す仕組みとして、いくつかの方法が提案されている(Slaugh et al., 2016)。第一に、申告内容と実際の行動に乖離が認められる場合、養子の提案の頻度を引き下げる方法である。例えば、障がいのある子どもを受け入れ可能と申告しながら、そのような養子の提案を辞退した養親については、以後の提案頻度を下げる考えられる。第二に、「どのような子どもでも受け入れ可能」と申告した養親に提案が過度に集中しないようにする方法である。具体策として、年齢・性別・障害の有無などについて厳しい条件を申告した養親にも、一定の割合で提案を行う。これにより、受け入れ可能性についての過大申告のインセンティブが弱まる。

正直申告を誘引する制度設計については、マーケットデザインの分野に豊富な蓄積がある²⁰。また、適切な方法は制度の目的や制約によって異なる。そのため、個別の状況に応じて慎重に検討することが望ましい。必要に応じて、既存研究や実務上の知見を参照することが有用である。

ここまで、養親候補の市場参加を促す観点から、養親側の選好について議論してきた。しかし、養子の選好も同様に重要である。特に、日本で特別養子縁組の対象年齢が原則15歳未満に拡大されたことを踏まえると、新生児など主体的に意思決定できない子どもだけでなく、学齢期の子どものマッチングも今後ますます重要になる。児童養護において子どもの厚生を考える際には、養親や実親、ケースワーカーのみならず、子ども自身の希望(居住地域など)を把握することが重要であり、学齢期の子どもの選好をマッチングに反映させることが欠かせない²¹。また、選好を聴取する際には、児相や民間団体とは独立した立場にある専門支援員の関与が重要であることも示されている(林, 2024)。

4.3. 推薦システムの導入

推薦システムとは自分にあった相手を推薦してくれるシステムである。ネットショッピングや配信サービスなどでは「人にモノを推薦する」仕組みとして用いられているが、「人に人を推薦する」場合、互いの希望を反映して推薦を行う必要がある。この人同士の推薦システムについては、近年、マッチングアプリで実装されるようになったことがよく知られている(Chen et al., 2023)。

特別養子縁組制度には、米国のペンシルベニア州で推薦システムが実装されている。具体的には、一定のアルゴリズムに従って、登録されている養親候補の中から、養子となる対象者を引き受けるのに最も適当と思われる候補を絞り込み、子どもの代理人であるケースワーカーに提案する (Slaugh et al., 2016)。

²⁰ Dierks et al.(2024)等を参照。

²¹ これまで養子・養親双方の選好を尊重するマッチングについて議論してきたが、養子縁組制度の政策目的が養子となる子どもの厚生にある以上、養子の選好ができる限り尊重することが自然である。養子の選好を中心に据えたような片側の選好を考慮するマッチングは、マッチング理論において盛んに分析されており、このような状況においてもマッチング理論の知見は有用であると考えられる。

4.3.1. 推薦システムの効果

推薦システムを導入することで、養親・養子候補の組み合わせを絞り込むことができるため、マッチングの業務の効率化を期待できる。具体的には、参加者の高望みを防止することや、絞り込んだケースに基づき検討することで、ケースワーカーなどの関係者の負担が軽減される効果である。また、推薦システムの構築にあたって、よりよいマッチングをもたらす情報は何かといった模索が必要となり、マッチングの質についての検討が進み、改善をもたらすことも期待できる。

(1) 特別養子縁組の成立件数の増加

養子縁組の成立可能性がある相手を推薦することで養親、ケースワーカーの高望みを防ぐことができる。米国では、ケースワーカーの養子候補である子どもへの思い入れが強く、より厳しい条件で養親候補を選定することから、マッチングが成立しないことが多くあったと報告されている(Slaugh et al., 2016)。また、里親委託期間中に、多くの子どもが複数回の委託解消を経験していることが指摘されている(Robinson-Cortés, 2021)。

日本では、新生児や乳児の受入れを希望する養親候補が多く、特別養子縁組が成立する子どもの年齢は0歳から2歳に集中している。しかし、児相が扱う養子候補の新生児の数は民間機関と比べて少なく、特に、高齢の養親候補は新生児とマッチングする可能性は著しく低い²²。推薦システムの活用により、養親候補に、現実的にマッチング可能な養子を推薦することで、成立件数の増加を期待できる。また、選好や相性を考慮したうえで推薦するため、養子縁組の質の向上が期待できる。

特別養子縁組と同様に養育者と子どものマッチングを図る里親制度においても、養育者である里親が想定していた子どもではないという理由から委託期限の前に里親委託が解消される事例もあるという。特別養子縁組による親子関係は永続的な関係が想定されており、解消の事例はほぼない(本稿7.2.を参照)が、里親と同様に、養子・養親の相性が悪いマッチングが選ばれてしまうケースが存在することも否定しきれない。推薦システムの導入により、こうした不幸な事態を減らすことができる。

(2) 働き方改革効果と効率的な情報管理

民間機関や児相では、ケースワーカーが、当該機関に登録されている養親候補の面談結果や資料等を基に、養子候補に紹介する養親候補を検討する。その際、登録順に検討する場合や、養親登録者すべてに対して養子候補がいることをアナウンスして引き受け対象者を募るなど、候補すべてを対象に検討する場合もあるという。

こうした検討方法は、平等性の観点からは望ましく、また現在のところ分権的に各機関で扱っている養子・養親候補の数は少ないため、運営上の問題はないのかもしれないが、特別

²² 新生児委託の場合、その養育環境等を鑑み、養子と養親の年齢差は45歳までが望ましいとされることもある。

養子縁組の成立件数が増加すると、養子・養親候補の数も増え、職員(特にケースワーカー)の手間が増大するおそれがある。

これまでのマッチングの知見を踏まえて一定の指向性をアルゴリズムで示すことができれば、ケースワーカーが検討する養親候補の対象が絞られ、ケースワーカーの選抜の負担を軽減するほか、対象となる養親候補について深く検討を行うことができると考えられる。また、このことは、特に児相において、問題とされているリソース不足にも対処することができる。

4.3.2. 米国での導入例

(1) ペンシルベニア州児童局での活用

米国では、推薦システムが導入されている。ここではペンシルベニア州の「ペンシルベニア養子縁組エクスチェンジ」(Pennsylvania Adoption Exchange: PAE)が導入した推薦システム(Slaugh et al., 2016)を中心に説明する。PAEは1979年に設立された非営利団体であり、ペンシルベニア州の郡における養子縁組を支援する機関である。

PAEの推薦システムは、養親候補のリストを作成し、ケースワーカーに提示する。ケースワーカーはこのリストを参考に、どの養親候補に打診するかを決定する。PAEでは、子どもの特性と養親の選好の項目をペアにして点数で重み付けし、養親のスコアを0~100%で評価する。具体的には、ペンシルベニア州で使用されている標準化された質問票(CY130、CY131)と各項目の重み付けに基づき、スプレッドシートが、全養親候補のスコアを自動的に計算し、子どもごとにランク付けされた養親リストを生成する。例えば、子どもの年齢(13歳)が養親の選好(10~14歳)と合致していれば+100点、子どもの性別(女性)が養親の選好(性別の希望なし)と合致していれば+100点、などの重みが与えられる(表3)。Slaugh et al.(2016)は、ケースワーカーが各項目の重みを調整できるようにするとともに、地理的選好を加味できるように推薦システムを改良し、そのシステムがPAEで使われた。

子ども ID	***			
家族 ID	***			
スコア:	90.35%			
重み	人口統計情報	子どもの情報	家族側の希望	ポイント
100	年齢	13		獲得 384 最大 425
	下限		10	
	上限		14	
100	人種／民族			
	アフリカ系アメリカ人	—	希望せず	0 0
	ヒスパニック	—	希望せず	0 0
	白人	該当	希望	100 100
100	子どもの性別	女性	不問	100 100
	特別支援情報			
10	薬物曝露乳児	該当	受入不可	0 10
10	情緒障がい	該当	受入可	10 10
100	HIV	—	受入不可	0 0

表3 養親候補の順位付けをするためのマッチングスコアリングツール(例)

(備考)Slaugh et al.(2016)の FigureA.1(PAE で用いられたフォーマットの一部)を参考に作成。

(2) 複数の州で導入された推薦システム:ファミリーマッチの例

PAE の推薦システムはその後、Slaugh et al.(2016)の著者の一人である Vincent Slaugh が関わるファミリーマッチ(FM)と呼ばれるウェブアプリケーションの推薦システムに部分的に引き継がれ、改良されている(Adoption-Share, n.d.a; Adoption-Share, n.d.c; Slaugh et al., 2025)。例えば、養親・養子ペアの安定性に寄与する要因の分析が行われ、その知見が子どもの特性と養親の選好に関する質問票の設計に活かされている。また、スコアリングにも心理学の知見を取り入れた指標が導入されるなどの改良が加えられている。FMは、米国の複数の州で導入されている。例えば、フロリダ州では2024年にFMを通じた養子縁組が 600 件以上成立したほか、ジョージア州でも導入実績がある(Adoption-Share, n.d.b)。

また、FM の推薦システムが養子縁組の量・質に与える影響も、一部ではあるが明らかになってきている。FM を活用したある機関を対象とした調査において、養子縁組成立件数が 17%高く、別の FM を活用した 696 件の配置の安定性が米国平均比で 60%高いことが確認されている(Adoption-Share, n.d.b)。

5. 日本の現行制度を考慮した改善案

前節では、マッチング理論の知見を踏まえ、養子縁組制度をより効率的にするための改善点として、中央集約化、市場の厚み、推薦システムの三点を取り上げた。一方で、実際に制度改革を行う際には、現行制度を可能な限り尊重することが望ましい。多様な利害関係者が関与する制度においては、抜本的に作り替える改革は受け入れられにくいためである。また、歴史的経緯の中で様々な課題に対応しながら発展してきた制度には、想定しづらい課題が内在している可能性もある。こうした事情を踏まえずに制度を一から設計すると、予期せぬ望ましくない結果を招くおそれがある²³。

そこで本節では、制度変更を最小限に抑えながら上記の三点の効果を最大限に取り込むための方策とそのプロセスを提示する。具体的には、段階的な中央集約化を進め、中央集約的市場と分権的市場のハイブリッド型とすることを提案する(図5)。すなわち、まずは、児相を基盤とした中央集約的な市場の設立を目指す。そして、民間機関のこの市場への参加は任意とする。中央集約的組織の役割としては、マッチングに関する養子と養親の登録や情報を集約するデータベースの提供が挙げられる。データベースの整備によって中央集約的組織がハブとなり、関係団体の協働が進み、市場の厚みを増すことが期待できる。さらに、このデータベースに推薦システムを導入することで、利用者に適切な候補者群を提示する。これにより、最終的なマッチングを決定する児相や民間機関の意思決定を支援することが可能となる。

5.1. 具体的なプロセス

中央集約化については、複数の団体が独立に運営している現状では、多くの利害関係者間の調整や課題を検討する必要があるほか、時間要する可能性も高い。そこで、中央集約化の段階的な導入を図る。第一のステップとして、児相の中央集約化を行う。第二のステップとして、ここに民間機関が自主的に参加する仕組みを考える。民間機関が参加するかは自由なため、完全な中央集約化とは言えないが、複数の団体の協働が進み、市場の厚みを増すことが期待される。

第一ステップを児相の中央集約化から始める利点は、経験と優先順位などに各団体の違いがある民間機関の事業の標準化は容易ではない可能性が想定される一方で、行政機関である児相の協働は比較的容易であると考えられることである。また、個別ではなく総体でみると、児相が取り扱う案件に絞っても特別養子縁組の件数が多いことから、改善余地は大きいと考えられる。

児相の中央集約は、地理的・制度的に近い自治体の児相の集約から始めることが有効だと考えられる。前述の米国の例では、ペンシルベニア州において州レベルでの中央集約化が行われて

²³ このように現行制度を基本的に維持しつつ、特定の課題に焦点をあてて修正するアプローチは「ミニマリストマーケットデザイン」と呼ばれている(Sönmez, 2025)。近年、養子縁組制度の改善においてもその重要性が指摘されている(Slaugh et al., 2025)。

いる他、同意を得た養子候補の情報について、州を越えて公開するデータベースが構築されている²⁴。また、次節に示すように、日本においても隣接する自治体間では連携の事例が見られる。

児相の中央集約化の方法として、①共有データベースの構築と、それを念頭にした②養親・養子候補の登録内容の規格化、さらには、これを基軸とした③児相をまたいだマッチングの補助がある。

具体的には、児相の養子・養親候補の共有データベースを構築することが考えられる。データベースに入力する養子・養親候補の特徴(何を聞くか、例えば選好、年齢、性別、職業など)は、養子縁組制度の改善に影響を与える要因を選ぶべきであり、慎重に検討する必要がある。また、団体間でフォーマットが異なるとデータベースを団体間で共有するメリットが低下するため、共通のフォーマットを使い、登録内容を規格化することが重要である²⁵。

上記のデータベースに推薦システムを導入することで、児相をまたいだマッチングの補助を行う。共有データベースの構築によって市場の厚みが増し、養子と養親の候補数は拡大する。しかし、候補が増えることにより、かえって適切な相手を見つけることが難しくなる可能性もある。推薦システムは、候補者の中から適切な組み合わせを提示することで、児相におけるマッチング関連の意思決定を支援する役割を果たす。

第二のステップでは、上記の児相による中央集約的市場への民間機関の自主的な参加を可能にする。現在も、一部では、新生児を多くかかる民間機関が団体内で養親候補を見つけることができない場合に、児相に相談する事例が見られる。ただし、これらの事例は、個人や団体間のコネクションや随時の対応であるという。一方で、本稿の提案は、児相の中央集約的な市場の門戸を民間機関にも開くことで、民間機関は個別に児相に相談する必要はなく、児相の中央集約的な市場に参加できる仕組みである。この場合でも、全体として養親登録が過多である児相の状況は変わらないと考えられるため、児相と民間機関の登録数の不均衡の解消につながることも期待される。

なお、このような中央集約的市場と分権的市場のハイブリッド型のマッチング理論の応用事例として、腎臓交換が挙げられる。米国では生体からの腎臓提供において、ドナーないし患者の待機リストの中から、病院をまたいで腎臓と患者の適合性を高めるより良い組み合わせを行う中央集約的なプラットフォームがあり、この組み合わせのためのアルゴリズムにマッチング理論の考え方方が応用されている。2007年にプラットフォーム(National Kidney Registry)が設立されて以降、2008年には年間300件だった腎臓移植は2014年には800件に増加した。また、この移植の4割程度は病院をまたいで行われた(Agarwal et al., 2019)。このプラットフォームは完全に中央集約化されているわけではなく、分権的要素を持つハイブリッドな形式で運営さ

²⁴ 非営利団体全米養子縁組協会(National Adoption Association)により、フォトリスティング制度が運営されている例などがある。

²⁵ こども家庭庁では、「民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引き」において、これまでの事例をもとに、マッチング時点で児相と民間機関の連携が必要な場合に共有すべき情報とそれを書式化したフォーマットを提示している。

れどおり、腎臓移植を行う病院や患者側の意向に配慮したものとなっている。病院は利益や安全性を鑑みて、できる限りドナーと患者を同じ病院内でマッチさせて腎臓移植手術を行うインセンティブがある(分権的)。しかし、患者に対して適合者が見つからない場合、プラットフォームに登録してマッチングの相手を見つけ、効率性を担保できる(中央集約的)。

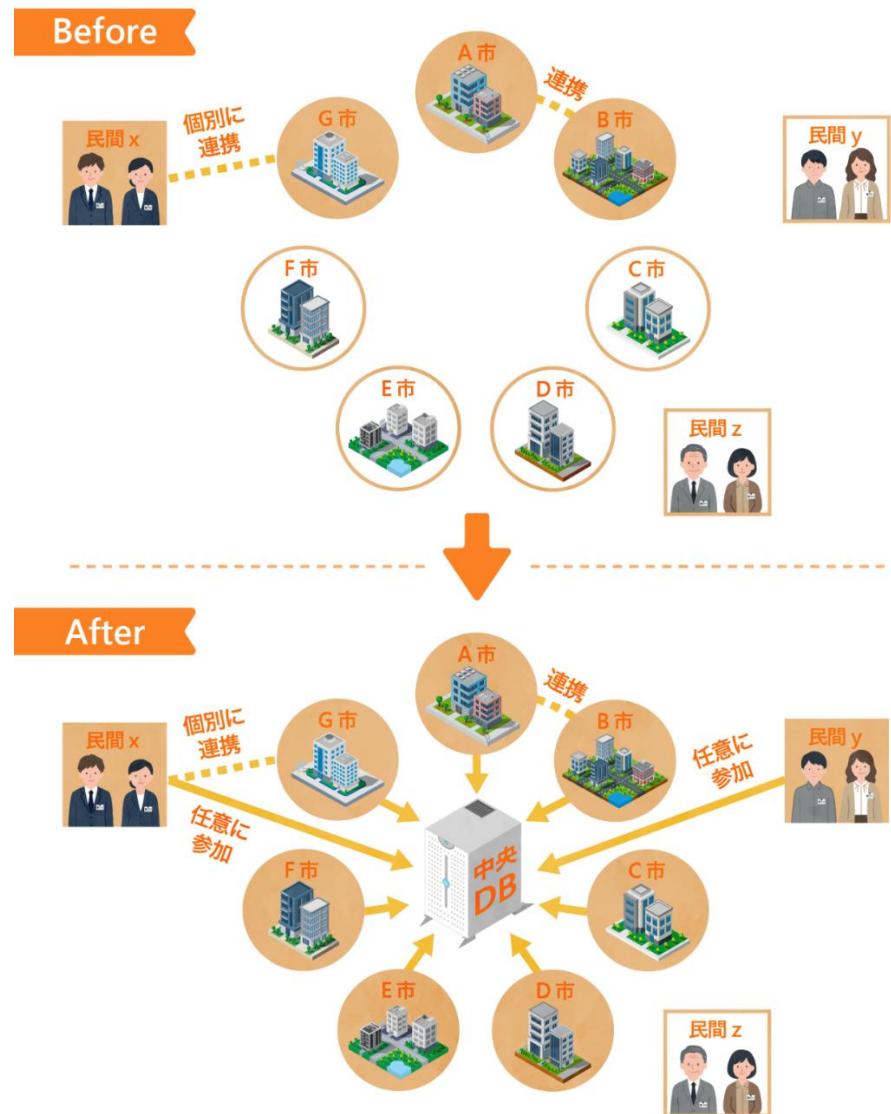


図 5 中央集約的市場と分権的市場のハイブリッド型の改善案のイメージ

5.2. 提言に近い取組事例

5.1 の提言に近い実際の事例について、①個別の連携、②大阪府と家庭養護促進協会の連携、③フォスタリング機関の設置の三点を紹介する。

(1) 個別の連携

福岡市はA市と児相同士の直接連携を行った。具体的にはA市の養子候補と福岡市の養親候補とのマッチングを試みるものである。こうした連携が進んだ背景として、近隣地域の積極的な取組自治体の存在と周辺自治体の交流、地理的な距離感があげられる。こども家庭庁主催の養子縁組あっせん機関等交流促進研修会にて、福岡市およびA市の児童相談所里親担当者が参加し、情報共有したことがきっかけであった。福岡市とA市は協議も踏まえ、里子側ケースワークはA市で行い、受託後の里親子支援は福岡市とすみ分けて連携ができたという。これには、対面での対応を含めた往来によりきめ細やかなフォローを両地域間でできたことが大きいという。

(2) 大阪府と家庭養護促進協会の連携

公益社団法人・家庭養護促進協会は、大阪と神戸にそれぞれ事務所を有する民間機関である。大阪府では、家庭養護促進協会に特別養子縁組・里親支援機関事業を業務委託し、児相と民間機関の連携形態を築いている。養親申込は、すべて児相経由に一元化しており、他の民間機関に直接登録する場合と異なり、登録にかかる独自の手数料は発生しない。大阪府児童相談所は養親候補の登録を行うが、その後の特別養子縁組のマッチングは家庭養護促進協会と連携して実施している（児童相談所長の適格承認等の必要なその後の手続については児相サイドで対応することとなる）。

家庭養護促進協会は児相の職員のような公務員としての定期異動が想定されないため、勤続年数の長いベテランが特別養子縁組の業務にあたっており、マッチングにかかる経験も同機関内に蓄積されることになる。児相の業務の一部を外部の機関に委託し、役割分担をすることで、児相のリソース不足と異動による経験不足にあわせて対処できる可能性を示唆している。

(3) フォスタリング機関（里親支援センター、民間フォスタリング機関）の設置

こども家庭庁（厚生労働省）は、2018年以降、フォスタリング機関の設置と児相との連携を推進してきた。フォスタリング機関は、これまで児相で行われてきた里親のリクルートや研修・アフターケアにかかる支援を請け負うものであるが、同じ枠組みの中で特別養子縁組に対する対応も一括して行われている。これは、従来の社会的養護ケアの調整業務を一部肩代わりしており、児相のリソース不足や異動等の問題への対処につながっていると考えられる。

6. 里親制度

特別養子縁組は、先述のとおり社会的養護を必要とする子どもへ適用される対応のうち、家庭養育優先の原則の中でも優先度の高い取組みの一つであるが、家庭と同様の環境で養育する他の取組みとして里親委託がある。里親制度は、里親家庭が一定期間、子どもを家庭内で預かり養育するものであり、日本においては児相に登録されている里親の中から、子どもの引き受け手を探し、委託する制度となっている。

社会的養護を必要とする子どもに対して、養子縁組への移行割合が高い国としては、先の例にある米国や韓国などがあるが、欧州などの養子縁組への移行割合が低い国であっても、施設養護と里親養育の割合は同程度であるなど、里親委託は進んでいる(ポソ, 2024)。日本政府は2029年度までに里親等委託率(社会的養護を必要とする子どものうち、里親などの家庭と同様の環境で養育されている子どもの割合)を大幅に引き上げる計画を提示している。具体的には3歳未満の乳幼児は75%以上、学童期以降の子どもは50%以上を里親等に委託するとの目標値が設定されている(「こどもまんなか実行計画 2025」)。なお、2023年度末の里親等委託率(全年齢)は25.1%²⁶である。

この里親支援制度(里親委託)も特別養子縁組と同様、親と子をマッチングする制度であるため、基本的には本稿で議論してきた特別養子縁組の課題とマッチング理論の様々な論点の適用可能性があると考えられる。



²⁶ こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」(2025)より。里親等には、ファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。

7. 関連する課題

マッチング理論や制度設計において、中央集約的な制度の構築に関する論点として、データ・情報の取扱いとマッチングの質の評価がある。

7.1. データ・情報の取扱い

まずは、分権的な管理のもと各組織の規範に基づき取り扱われてきた個人情報を、中央集約的な制度の中でどう共有するかという問題が想定される。

情報共有に向けた現状の課題として、個人情報であるため他の組織への情報共有のハードルが高いことや、各組織で収集され判断に用いられる情報が様々であり粒度が異なることがある。なお、個別のケースにおいては、他の組織で登録された候補者をマッチングの相手として検討するため子供の情報などを他の組織と共有する場合は、実親の同意を事前に得るなどの工夫がなされている。

これらの課題を考慮して情報共有を検討するにあたり、一つの方法として、段階的な情報開示の仕組みが考えられる。この段階的な情報開示の仕組みを具体的に検討するにあたり、マッチングアプリなどの実装事例が参考になる可能性がある。具体的には、第一段階で広く共有され閲覧可能とする情報を一部(例えば、性別や年齢等を含む大まかな情報)に制限し、第二段階でより詳細な情報を得るための手続きが必要となる仕組みである。例えば、国が定める最低限の親の資格の基準などが示されれば、これを第一段階の共有情報の基準として使うことが考えられる。そして、マッチングの可能性がありそうな候補がいるためより詳細な情報が必要な場合は、第二段階で各自治体・機関に問い合わせる形とするなど、情報共有の段階的な仕組みや取り決めを整備しておくことが考えられる。このような段階的な情報開示の仕組みの場合、共通のデータベースに含める情報の範囲は、第一段階のスクリーニングに用いられる大まかな情報のみとすることも考えられる。

7.2. マッチングの質の評価

次に、特別養子縁組の質とは何かという論点がある。特別養子縁組の制度やその中央集約化がマッチングの質や子どもたちの厚生にあたえる影響をどう計測できるかを考える必要がある。よいマッチングであるかを評価する観点として、選好を反映したマッチングであるといったマッチングそのものの質のほか、マッチング後の参加者の客観的利益や主観的厚生を計測することが考えられる。これを特別養子縁組に当てはめると、以下のような指標による計測が考えられる。

第一に、質を示す指標の一つとして、養子縁組成立後を含めたマッチングの解消率(の低さ)が考えられる。この点では、日本の特別養子縁組の解消の事例はほとんどない。ただし、この背景の一つとして、同制度は民法上の家庭形成の仕組みであり、縁組解消にも成立と同様の手続きが必要であるため手続き面のハードルが高いことが考えられる。こうした背景も考慮して、解消

率の低さが必ずしも養子縁組がうまくいっていることを意味するわけではないことに留意する必要がある。なお、里親委託では、委託期間を満了しないままに、マッチングが解消され(不調)、子どもの成育過程に負の影響をもたらす事例も見られる²⁷。

第二に、児童の福祉向上の観点からは、子どもの健康状態、就学などの長期的な指標が子どもの厚生にはより重要であると考えられる。しかし、日本財団(2017)などでも示されているように、今のところ日本では、措置を受けた子どもに対する十分な追跡調査が行われておらず、この質を定量的または定性的に判断する方法はない。

上述のとおり、縁組を解消する手続き面のハードルは高く、養子側に不満があったとしても縁組の解消につながる可能性は低い。こうした状況では、子どもたちが不満を表明しようとする意思は働きにくい可能性があるが、子どもたちの厚生の観点からは、子どもが家庭内の状況や自身の将来に関する意見を表明できる機会を提供することも重要であると考えられる。このような意見表明の機会としても調査等が有益となる可能性がある。



²⁷ 林(2024)第4章。

8. まとめ

本稿は、養親と養子を組み合わせる制度である特別養子縁組について、マーケットデザイン、とりわけマッチング理論の観点から、制度面の課題を整理しその改善策を提案した。特に、現在の分権的な運営を見直すことで、より効率的な制度に改善できる可能性があることを指摘した。具体的には、中央集約的な（組織による）マッチングを目指していくことが望ましく、それに向けて市場の厚み（参加者の増加）を増すことで、より質の高いマッチングを実現することが期待される。また、これらを進めるために、マッチング理論に立脚した推薦システムを導入することにより、関係機関・制度の効率的な運用を図ることができると考えられる。

日本の現行制度を考慮した具体的な導入プロセスについては、まずは、公立機関として中心的な役割を担う児相専士の連携及び中央集約的組織の設立を提案したうえで、分権的な機能を残すハイブリッド型の仕組みを構築することを提案する。この過程で、関連機関と潜在的候補者の参加を促すとともに、推薦システムの活用により効率化が進むことが見込まれる。こうした制度面での改善が、特別養子縁組を必要とする状況にある子どもたちが、よりよい家庭的環境に巡り合える機会を伸ばす一助となることを期待できる。



本調査は、JST ERATO JPMJER2301 の支援を受けたものです。本稿の作成にあたり、特別養子縁組と里親制度の関係者（行政機関、民間あっせん機関、研究者など）の方から多くの貴重な情報提供・コメントをいただきました。特に、公益財団法人ミダス財団の玉川絵里様には、特別養子縁組に関する問題提起ならびに情報提供、提言に対する貴重なご助言をいただきました。また、UTMD および ERATO 小島マーケットデザインプロジェクトのメンバーからも有益なコメントなどをいただきました。この場を借りて深く御礼申し上げます。本提言の見解は筆者ら個人のものであり、ありうべき誤りは筆者らに属します。

9. 参考文献

- 姜恩和、森口千晶(2016)「日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉：社会的養護としての養子縁組を考える」、『経済研究』67 (1)、pp.26-46
- 小島武仁、河田陽向(2024)『マッチング理論とマーケットデザイン』、日本評論社
- 塩崎恭久(2024)「家庭養育徹底こそ、子どもの未来を拓く」
- 政策基礎研究所(2022)「フォスターング業務(里親養育包括的支援)の 現状と包括的な支援体制の強化に関する調査研究 報告書」
- 日本財団(2017)「社会的養護のアウトカムに関する系統的レビュー報告書」
- 林浩康(2024)『里親と特別養子縁組：制度と暮らし家族のかたち』、中央公論新社
- ヒトワ(Hitotowa Inc.)(2025)「特別養子縁組制度推進のための 効果的な支援方法等の検討に関する調査研究 報告書」
- ポソ、タルヤ、マリット・スキヴェネス、ジョン・ソバーン(西郷民紗 監訳、海野圭訳)(2024)『公的ケアからの養子縁組』、明石書店
- 森口千晶(2012)「日本はなぜ「子ども養子小国」なのかー日米比較にみる養子制度の機能と役割」、井堀利宏他編著、『新たなリスクと社会保障』、第3章、東京大学出版会
- ルハマー、カトレ、ユディット・シュトレンブル(2024)「エストニアにおける公的ケアからの養子縁組」、タルヤ・ポソ他編著、『公的ケアからの養子縁組』、第3章、明石書店
- ロス、アルビン(櫻井祐子訳)(2016)『Who Gets What (フー・ゲツツ・ホワット) —マッチメイキングとマーケットデザインの新しい経済学』、日本経済新聞出版社
- Adoption-Share. Bright Hope Annual Report 2023. (n.d.a) <https://adoption-share.com/wp-content/uploads/2024/01/Annual-Report-2024-small-file-compressed.pdf>
- Adoption-Share. Grow Annual Report 2024. (n.d.b) <https://family-match.org/wp-content/uploads/2025/02/Annual-Report-2024-Email-2.pdf>
- Adoption-Share. Homeward Annual Report 2022. (n.d.c) <https://adoption-share.com/wp-content/uploads/2023/02/Annual-Report-2022-1.pdf>
- Agarwal, Nikhil, Itai Ashlagi, Eduardo Azevedo, Clayton R. Featherstone, and Ömer Karaduman. "Market failure in kidney exchange." *American Economic Review* 109.11 (2019): 4026-4070.

- Agte, Patrick, Claudia Allende, Adam Kapor, Christopher Neilson, and Fernando Ochoa. "Search and biased beliefs in education markets." Working Paper 32670. National Bureau of Economic Research (2024).
- Baccara, Mariagiovanna, Allan Collard-Wexler, Leonardo Felli, and Leeat Yariv. "Child-adoption matching: Preferences for gender and race." *American Economic Journal: Applied Economics* 6.3 (2014): 133-158.
- Chen, Kuan-Ming, Yu-Wei Hsieh, and Ming-Jen Lin. "Reducing recommendation inequality via two-sided matching: A field experiment of online dating." *International Economic Review* 64.3 (2023): 1201-1221.
- Dierks, Ludwig, Vincent Slaugh, and M. Utku Ünver. "Child welfare platform design to improve outcomes for children with disabilities." Available at SSRN 4778791 (2024).
- Kamada, Yuichiro, Fuhito Kojima, and Akira Matsushita. "The Walras-Bowley lecture: Fragmentation of matching markets and how economics can help integrate them." *arXiv preprint arXiv:2508.19628* (2025).
- Robinson-Cortés, Alejandro. "Who gets placed where and why? An empirical framework for foster care placement." Working Paper (2021).
- Slaugh, Vincent W., Mustafa Akan, Onur Kesten, and M. Utku Ünver. "The Pennsylvania adoption exchange improves its matching process." *Interfaces* 46.2 (2016): 133-153.
- Slaugh, Vincent W., Ludwig Dierks, Alan Scheller-Wolf, Andrew C. Trapp, and M. Utku Ünver. "Child welfare services in the United States: An operations research perspective." Chap.14 in *Nonprofit Operations and Supply Chain Management*, Springer Series in Supply Chain Management 25, Edit by Gemma Berenguer and Milind G. Sohoni (2025).
- Sönmez, Tayfun. "Minimalist market design: A framework for economists with policy aspirations." *arXiv preprint arXiv:2401.00307* (2025).

お問い合わせ先

東京大学大学院経済学研究科附属
東京大学マーケットデザインセンター(UTMD)



Web サイト

<https://www.mdc.e.u-tokyo.ac.jp/>



メールアドレス

market-design[at]e.u-tokyo.ac.jp

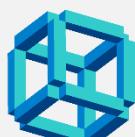
※ “[at]”の部分を“@”に変えて送信して下さい。



電話番号

TEL: 03-5841-3441

FAX: 03-5841-3525



UTMD The University of Tokyo

Market Design Center

東京大学マーケットデザインセンター

近年、経済学において「人々にとって望ましい結果を得るにはどのような制度=ゲームのルールをデザインすればよいか」を追究する、マーケットデザインと呼ばれる領域が注目を集めています。UTMD は、マーケットデザインを支える「マッチング理論」「オークション理論」等の理論研究と、マーケットデザインの知見を現実の制度改善に反映する社会実装の拠点として、2020 年秋に設立されました。教育・保育、労働市場、災害・医療、環境制度設計などの領域において、企業・自治体などとの共同研究に取り組んでいます。

これまでに、公立高校入試制度や COVID-19 ワクチンの配布計画などに関する政策提言等を行っています。